

事業再編計画の認可に際して頂いた御意見について

事業再編計画の認可に際して、いろいろな機会に、また、直接に間接に様々な御意見・御質問を頂き、ありがとうございました。事業再編計画の審査に際して、これを念頭に置いて貴重な参考にさせて頂きました。厚く御礼申し上げます。

以下、頂いた御意見・御質問のうち特に重要なものに対する環境省の考え方を紹介させて頂きます。

1. 水俣病特措法に対する御意見

(1) なぜ、事業再編が必要なのか。

(環境省の考え方)

水俣病特措法における、チッソ株式会社の事業再編の規定は、同法の目的の条文にあるとおり、同社が認定患者の方々への補償を継続しつつ、今回の一時金のお支払いのための財政基盤を確立するための規定であると考えております。こうした中、既に10月から水俣病特措法に基づく一時金のお支払いが始まり、和解協議についても年度内にもその成果が期待されているところであり、水俣病特措法に定められた法人税の特例措置などを活用したチッソ株式会社の財政基盤の確立は猶予のない課題だと考えております。

(2) 分社化については、以前から原因企業の消滅などの議論があり、不安に感じている人が多くいる。現在の水俣病特措法はこうした過去の議論を全て引き継いでいないと考える。以前の議論と水俣病特措法の違いについて、きちんと説明して、不安を解消すべき。

(環境省の考え方)

環境省としても、従前からチッソ株式会社の消滅を懸念し、不安を感じている方がいらっしゃると承知しております。しかしながら、国会議員により議論を経て制定された水俣病特措法においては、特定事業者の消滅の規定は一切ありません。これまでも、地元で事務次官が3回にわたり、水俣病特措法のこうした内容について説明をさせて頂きました。今後も、説明を行っていき、不安の解消に努めてまいります。

(3) 事業再編計画は将来の事業会社の株式売却に触れていないが、被害者や地元は、株式売却後に親会社が消滅するのではないかと不安を感じている。原因者責任を負う親会社がなくなれば、将来新たな被害が判明した際に責任を問う先がなくなる。チッソ株式会社は原因者責任を果たすべきと考えるが、水俣病特措法はその責任を曖昧にしているのではないか。国が補償すべきではないか。

(環境省の考え方)

事業譲渡をするしないに関わらず、また、現在は全く予定されていない株式譲渡が仮に行われたとしても、チッソ株式会社が負っている補償責任に何ら変更はありません。事業再編は、同社が責任を免れることとするものではありませんし、むしろ、経営が改善されることを通じて、消滅の可能性を減らし、認定患者の方々への補償を完遂することができるようにするための措置であります。環境省としては、従前から、チッソ株式会社が補償責任を完遂すべきであるとの立場であり、これは、

現在も全く変わりありません。

なお、関西訴訟最高裁判決で認められた国の責任については、十分念頭に置いて、行政を進めてまいります。

- (4) 国が、チッソ株式会社の加害者責任を前面に押し出している旧態依然とした姿勢なので、水俣病特措法に分社化の規定が入った。国の無反省がチッソ分社化を許したのではないか。

(環境省の考え方)

公害の補償は、その原因企業が責任をもって行うのが大原則であり、関西訴訟最高裁判決も同様の考え方に立っていると考えております。水俣病特措法の事業再編の規定は、同法の目的の条文にあるとおり、特定事業者が認定患者の方々への補償を継続しつつ、今回の一時金のお支払いのための財政基盤を確立するためのものであります。

環境省としては、チッソ株式会社が事業再編計画に則って適切に業務を行い、一時金をお支払いし、認定患者の方々に補償を完遂するよう、水俣病特措法に則って適切に対処してまいります。

- (5) チッソは未だに水俣病について数多くの弁解をしているが、水俣病問題についてきちんと検証し被害者団体とじっくり話すことが先決であり、その上で事業再編計画を出し直すべき。

(環境省の考え方)

チッソ株式会社に対して様々な厳しい思いを抱かれている方がいらっしゃいます。そのお気持ちは受け止めさせて頂きたいと考えております。チッソ株式会社にも真剣に対応するよう促してまいります。他方、早期に救済を求めるの方々に対して、既に10月から水俣病特措法に基づく一時金のお支払いが始まり、和解協議についても年度内にもその成果が期待されているところであり、チッソ株式会社の財政基盤の確立は猶予のない課題だと考えております。

- (6) いつ株式譲渡しても良いと考えているのか。

(環境省の考え方)

環境省としては、株式譲渡のタイミングについて、何ら検討しておりません。株式譲渡については、水俣病特措法上、救済の終了等まで、暫時凍結することとされており、当面、これを検討する考えは全くありません。

- (7) 水俣病特措法は、日本国憲法第95条に違反しているのではないか。

(環境省の考え方)

日本国憲法第95条は、「一の地方公共団体にのみ適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定しております。具体的に第95条が適用されるか否かは、国会で判断されるものであり（例：広島平和記念都市建設法など15件）、水俣病特措法についても、国会におけるこうした立法手続きを経て、平成21年7月

15日に制定されております。なお、環境法の中でも、瀬戸内海環境保全特別措置法など一定地域を対象とするものがいくつか存在しますが、第95条に基づく住民投票が行われたことはありません。

- (8) 水俣病特措法第33条に「特定事業者が一時金の支給を円滑に行うことができるよう、政府と県は予算の範囲内において、支援について所要の措置を講ずる」とある。チッソ株式会社の支払能力がなくなった場合、この所要の措置をとるのか。

(環境省の考え方)

水俣病特措法の規定は、チッソ株式会社が一時金を円滑にお支払いするためであると考えております。したがって、チッソ株式会社の一時金の支払能力がなくなる事態は想定しておりません。

なお、既に9月に、一時金のお支払いのために、県の財団によるチッソ株式会社に対する支援措置が行われております。

- (9) 水俣病特措法は、チッソ株式会社が保有している事業会社の株式を第三者に譲渡した後、チッソ株式会社の消滅を予定しているのではないのか。

(環境省の考え方)

水俣病特措法においては、特定事業者の消滅の規定は一切ありません。なお、現在は全く予定されていない株式譲渡が、仮に行われたとしても、その後のことに関し、水俣病特措法第34条では、株式譲渡収入を、これまでの認定患者の方々への支払財源を指定支給法人に納付した後に、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務に充当すべきことを定めています。したがって、この規定は、株式譲渡後も、特定事業者が水俣病に係る損害賠償債務を負っていることを前提とした規定と考えられます。

- (10) 水俣病特措法第19条第5項は、補償金を支払う「指定支給法人」が補償金を支払えば、チッソ株式会社は、補償をしなくてもよいとも読める。これでは、水俣病認定患者の損害賠償請求権を剥奪しているのではないのか。

(環境省の考え方)

水俣病特措法第19条第5項は、株式譲渡後に、認定患者の方々が、指定支給法人から補償給付を受けた場合に、特定事業者（チッソ株式会社）が2重払いの義務を負わないこととした規定です。そもそも、補償責任は指定支給法人にはなく、事業再編後もチッソ株式会社であり、認定患者の補償協定による補償を受ける権利を奪うことはありません。

また、この規定が置かれているのは、株式譲渡後もチッソ株式会社が存続し、補償債務を負い続けることを、法律上、当然の前提としているのではないかと考えます。

- (11) 水俣病特措法に基づく救済や和解の進捗は、事業再編に比べて十分迅速に進んでいるのか。

(環境省の考え方)

特措法に基づく救済は、11月末までに37,409人の方々に申請をしていただき、一時金のお支払いも10月に始まりました。今後とも、判定手続きなどを迅速かつ適切に進めてまいります。水俣病特措法の申請について、「知らなかった」「手を挙げられなかった」という方がいないように、引き続き周知・広報を徹底してまいります。また、訴訟についても、4訴訟3,172人の方々と和解の基本的合意をしており、これに基づく判定手続きなども迅速かつ適切に進んでいると承知しております。これ以外の国家賠償請求等訴訟の28名の方々にも誠実に対応してまいります。こうした中、事業再編によるチッソ株式会社の財政基盤の確立は猶予ない課題だと考えております。

(12) 救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されるよう、不知火海沿岸住民の健康調査を実施すべきではないか。

(環境省の考え方)

健康な方を含めて住民の方全員に検査を受けていただくことは、実際には、不可能であります。水俣病特措法の申請について、「知らなかった」「手を挙げられなかった」という方がいないように、引き続き周知・広報を徹底してまいります。

また、住民の方々の健康調査については、水俣病に見られる症状は他の病気にも見られる症状でもありますので、汚染が改善されている現状を踏まえると、どのようにすればメチル水銀と健康影響との関係を明らかにすることができるか検討が必要と考えます。したがって、環境省としては、高ばく露地域や低ばく露地域などの様々な集団の方々の長期的な健康状態の追跡調査を通じ、効果的な疫学調査の手法の開発を行ってまいりたいと考えております。

(13) 水俣湾の埋立地やチッソ株式会社の八幡プールにあると考えられる水銀(無機水銀・有機水銀)について、周辺環境に汚染が生じていないか、ただちに調査することが必要ではないか。

(環境省の考え方)

水俣湾埋立地については、水俣湾の環境状況を把握するとともに埋立地の安全性を確認するため、熊本県が毎年定期的に水質や底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀水準調査を行っており、その結果は問題ないものと承知しています。また、八幡プールについても、毎年、熊本県が周辺水域や八幡プール内の地下水及び浸み出し水の検査を行っており、その結果も問題ないものと承知しています。

今後環境に係る基準を超過するようなことがあれば、関係者によって適切な対応を図ることとなりますが、環境省としても関係者と連携してまいります。

なお、水俣湾の埋立地を所有し、管理する熊本県において、検討会(水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会)を開催し、埋立地の護岸等の耐震性・老朽化の確認及び今後の対応を検討していると承知しています。

2. 事業再編計画に対する御意見

(1) 事業再編計画について、一部の資料が「営業上の機密に係わるため非公開」とあるが、関係者である被害者には公開すべき。

(環境省の考え方)

情報公開法においても、先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報などは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(同法第5条第2項イ)に該当し、不開示情報とされております。また、公開によって法人の競争上の利益等を害するおそれがある情報を公開すると、その不利益は、チッソ株式会社の利益の減少のみならず、補償や救済にも影響が及び関係者全てが不利益を被ることになります。

なお、事業再編計画では、いわゆる債権カットは一切予定しておりませんので、認定患者の方々への補償などの債権は従前のおりとなります。環境省としましては、水俣病特措法に則り、非開示の情報を含む全ての資料に基づき認可申請の審査を行いました。その結果、個別補償協定の将来にわたる履行等に支障が生じないと認められると考えており、認定患者の方々を始めとする関係者に不利益な情報はないと判断しております。

また、非公表となっている情報のうち事業会社の商号等については、公表が可能になった時点において、チッソ株式会社から順次公表されるものと承知しております。

(2) 認定患者補償及び公的債務の完済のための資金計画が不明瞭ではないか。将来にわたり認定患者補償に支障が生じないと見込まれることとする水俣病特措法の認可要件を満たしていないのではないかと。

(環境省の考え方)

今後については、資金計画において26年度までの間に、事業会社からの配当335億円、法人税等の戻し益69億円によって、個別補償協定の履行86億円、公的支援に係る借入金債務の返済302億円に充てることが予定されております。配当の原資を見ると、同期間の事業会社の経常利益の総額は690億円と見込まれております。

また、27年度以降も、毎年度20億円前後の個別補償協定の履行や数十億円の公的支援に係る借入金債務の返済が見込まれております。一方、平成26年度の事業会社の経常利益は180億円と見込まれ、その後は企業価値の向上を目指すとしており、個別補償協定の履行や公的支援に係る借入金債務の返済は相当の余裕を持って可能な計画となっております。

これらにより、個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと認められると考えております。

なお、仮に、一時金の総額が資金計画より増額した場合であっても、県の財団を通じた金融支援の償還は30年で行うこととされており、チッソ株式会社の毎年度の負担額は、事業会社の経常利益によって返済可能と見込まれております。

(3) 個別補償協定の将来にわたる履行に係る債務の額はいくらなのか。その額が分からないと、水俣病特措法の認可要件に合致するかどうか不明確ではないかと。

(環境省の考え方)

毎年度の補償給付の支払見込額は、すでに公表されております事業再編計画の別表のとおり、21～23億円と見込まれております。仮に、この金額が変動したとしても、配当の原資となる事業会社の経常利益は180億円程度と見込まれており、補償給付の支払いを確実にを行うために十分な余裕があると考えます。

(4) 事業会社の配当は確実なのか。その確保に環境省として積極的に関与すべきではないか。

(環境省の考え方)

チッソ株式会社による個別補償協定の履行や公的支援に係る借入金債務の返済は、事業会社からの配当が、その主たる原資であり、その確保は重要な課題です。認可に際して、チッソ株式会社に対して、水俣病特措法第15条に基づいて、決算等について、年2回報告させることとしており、配当の確保についても確認してまいります。

(5) 事業再編計画（特に事業会社の資金計画）について、環境省が客観的に実現可能と判断できるのか。

(環境省の考え方)

環境省としては、チッソ株式会社に関しては、昭和53年以来、30年以上にわたり、関係者の協力の下に金融支援措置等を行ってきており、チッソ株式会社の事業について十分承知しております。また、チッソ株式会社と取引のある民間金融機関の判断は、事業再編計画を実行する上で重要と考えますが、事業再編計画の実施後も、これら民間金融機関は、従来から行っている金融支援措置を継続することに同意していることを確認しております。

(6) 原因企業であるチッソ株式会社は許せない。補償責任の完遂について、チッソ株式会社の今までの対応をみると、今後の対応も信じることはできない。環境省として、どう考えるのか。

(環境省の考え方)

チッソ株式会社に対する厳しいお気持ちについては受け止めさせていただきます。同社が補償責任を完遂しなければならないことは、環境省としてもそのとおりであると考えております。このため、今回の認可にあたって、チッソ株式会社の補償責任の完遂に向けて、継続的にチッソ株式会社の個別補償協定の履行状況等を確認するため、水俣病特措法第15条に基づき、決算、個別補償協定の履行、公的支援に係る借入金債務の返済、事業会社の設備投資及び雇用の状況について、年2回報告することを求めました。

(7) 事業再編計画では、潜在患者への補償や被害者の福祉的ケア・地域社会の再生に言及しておらず不十分ではないか。

(環境省の考え方)

事業再編計画の記載事項や認可要件は水俣病特措法に定められており、それに照らしては、不十分と考えておりません。

しかし、先月の「チッソ株式会社の事業再編を考える会」での地元の御意見を踏まえ、環境省として、事業再編とは別に、チッソ株式会社が、認定患者の方々の福祉の向上、地域の経済の振興に関して、これまで以上に尽力することが望ましいと考えており、認可にあたり、その旨を要請いたしております。

- (8) 事業再編計画は、新しく設立する事業会社に現チッソの事業を譲渡する目標を2011年3月としている。水俣病特別措置法に基づく未認定患者の救済対象者も確定していない段階での事業再編には被害者の抵抗感が強いと思うが、どう考えるか。

(環境省の考え方)

水俣病特措法における、チッソ株式会社の事業再編の規定は、同法の目的の条文にあるとおり、同社が認定患者の方々への補償を継続しつつ、今回の一時金のお支払いのための財政基盤を確立するための規定であると考えております。こうした中、既に10月に水俣病特措法に基づく一時金のお支払いが開始され、和解協議についても年度内にもその成果が期待されているところであり、チッソ株式会社の財政基盤の確立は猶予のない課題だと考えております。

3. 認可についての御意見

- (1) 認可に当たっては、国民に対する説明責任が環境大臣にある。もし認可をするのであれば、事業再編計画に関連して提示された疑問や意見に対して、なぜ認可できるのか、説明が必要。

(環境省の考え方)

認可にあたって説明責任を果たすべきことはご指摘のとおりと考えております。今回、認可にあたり、なぜ、認可をしたのかについて、認可要件ごとに考え方をお示しいたしました。また、御意見、御質問に対して、環境省がお答えすべきものは、この資料を含め回答させていただきたいと考えております。

- (2) 認可にあたり、事業会社に譲渡される財産について、水俣から移動・売却・転売等ができないような何らかの規制をかけるべき。

(環境省の考え方)

水俣病特措法における事業会社に対する事業譲渡は、同法の目的の条文にあるとおり、チッソ株式会社が認定患者の方々への補償を継続しつつ、今回の一時金のお支払いのための財政基盤を確立するための規定であると考えております。また、今後も事業会社に水俣製造所があり、相当の規模の設備投資が継続的に行われ、雇用も拡大することは、事業再編計画、明確に定められております。環境省としては、個別の財産の処分については、チッソ株式会社及び事業会社が社会的責任を果たす中で利益を最大化するとの観点から、日々の業務運営において適切に判断すべきと考えており、これを規制するための新たな措置をとることは考えておりません。環境省としては、チッソ株式会社が事業再編計画に則って適切に業務を行い、一時金をお支払いし、認定患者の方々に補償を完遂するよう、水俣病特措法に則って適切に対処してまいります。

以上の他、チッソ株式会社に対する御意見、御要望もいただいておりますが、これらにつきましては、チッソ株式会社に伝えております。

チッソ株式会社の事業再編は、水俣病特措法の目的の条文にあるとおり、同社が認定

患者の方々への補償を継続しつつ、同法や和解に基づく一時金のお支払いのための財政基盤を確立するためと考えております。

水俣病特措法に基づく一時金のお支払いについては、「水俣病被害者の方への給付の申請について」をご覧ください。この資料は、関係の県・市町村の窓口、または環境省のホームページ

(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>) で入手いただけます。

かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚をたくさん食べ、現在、水俣病にもみられる症状に関して健康に不安があると思われる方は、ぜひとも申請を行ってください。

水俣病特措法に基づき一時金等対象者となった方は、チッソ株式会社からの一時金210万円だけでなく、併せて県から療養手当(1年あたり約15～21万円)と療養費(医療費の自己負担分)を継続的に受け取ることができます。関西訴訟最高裁判決は一時金のみのお支払いでしたので、水俣病特措法に基づくお支払いは、これと遜色ないと考えていただけるのではないのでしょうか。また、同最高裁判決後に提起された水俣病に係る損害賠償請求等についての4訴訟3,172人の方々と、本年、和解の基本的合意をしておりますが、水俣病特措法に基づくお支払いと同一の内容となっております。

水俣病特措法は、お一人お一人についてお時間をかけて水俣病かどうかを判定するものではありません。メチル水銀の体内への取り込みや症状に関する要件を適正で可能な限り幅広いものとし、また、対象となる方の判定のプロセスを公正で可能な限り丁寧なものとするにより、水俣病被害者の方々を迅速に、また、あとう限りすべて救済することとしております。

(以上)